

私立幼稚園等障害児教育費補助金交付要綱

(昭和 56 年 3 月 9 日付け学文第 818 号総務部長通知)

第 1 趣旨

知事は、私立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の障害児教育の充実及び向上並びに幼稚園等に在園する心身に故障を有するため教育上特別な取扱いを要する幼児（以下「心身障害幼児」という。）に係る修学上の経済的負担の軽減を図るため、県内において、幼稚園等を経営する学校法人及び学校法人以外の幼稚園等設置者（以下「学校法人等」という。）であって、助成を申請するものに対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）、静岡県補助金等交付規則（昭和 31 年静岡県規則第 47 号）及びこの要綱の定めるところによる。

第 2 交付の対象

交付の対象となる者は、次に掲げる要件を備えている学校法人等とする。

- (1) 別に定める判定方法により判定された心身障害幼児を 1 人以上収容している幼稚園等を設置していること。なお、収容している心身障害幼児が 1 人のみの幼稚園等については、当該幼稚園等に在学する幼児の在籍園児数が 80 人未満の場合に限り交付の対象とする。
- (2) 学校法人以外の幼稚園等設置者にあつては、学校法人化計画書を知事に提出し承認されている者。
- (3) 経理規程及び会計組織の整備等により、経理その他の事務処理が適正かつ合理的に行われていること。
- (4) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において訴訟その他の紛争があり、学校法人等又はその設置する幼稚園等の運営が著しく阻害されていないこと。
- (5) 学校法人等又はその設置する幼稚園等の運営上、著しく適正を欠く収入、支出又は財産の運用がないこと。
- (6) 破産宣告を受け、又は銀行取引停止処分を受けている等当該学校法人等の財政事情が極度に窮迫しているものでないこと。
- (7) 学校法人にあつては、監事が理事長の配偶者又は 3 親等以内の親族でないこと。
- (8) 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）その他法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反していないこと。
- (9) 日本私立学校振興・共済事業団に対する義務の履行及び公租公課の納付を怠っていないこと。
- (10) その他教育条件又は管理運営に適正を欠く学校法人等又はその設置する幼稚園等でないこと。

第3 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象

補助の対象となる経費は、幼稚園等における心身障害児教育に係る経常的経費とする。ただし、開設後1年を経過していない幼稚園等の経常的経費を除く。

(2) 補助額

当該幼稚園等の5月1日現在の心身障害幼児数（ただし、年間を通して在園の見込みがある場合に限る。）に別に定める額を乗じて得た額以内の額とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 資金収支予算書（様式第3号）

エ 資金状況調べ（様式第4号）（概算払承認申請をする場合に限る。）

オ 学校法人以外の幼稚園等設置者にあつては、学校法人化措置状況報告書（様式第5号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 補助事業を中止する場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(2) 補助金に係る経理を明らかにする帳簿及び証拠書類並びに財務に関する計算書類を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(3) 園則の変更届その他学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）その他法令で定める諸届、諸報告を怠らないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第6号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更資金収支予算書（様式第3号）

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第7号）

イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 資金収支計算書（様式第3号）

(2) 提出期限

補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月30日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第8号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 1部

概算払請求書（様式第8号）

附 則

この要綱は、昭和55年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和6年度分の補助金から適用する。

私立幼稚園等障害児教育費補助金交付申請書

第 年 月 日 号

静岡県知事 氏 名 様

設置者所在地
名 称
代 表 者 氏 名

年度において私立幼稚園等障害児教育を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

金額 円

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円

(2) 理由

(3) 時期

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

設置者名

幼稚園等名	経費科目	予算（決算）額	財 源 の 内 訳			事 業 概 要
			障害児教育費 補助金充当 予定(済)額	設置者負担額	その他	
園	人件費	円	円	円	円	
	費					
	計					
合 計	人件費					
	費					
	計					

添付書類 事業計画書及び変更事業計画書には、次の書類を添付すること。

- 1 幼児数及び教職員に関する調書（別紙1）
- 2 心身障害児一覧（別紙2）

（注）1 「経費科目」欄の人件費、〇〇費は、それぞれ学校法人会計基準による大科目の人件費支出及び経費支出に対応するものであること。

2 財源の内訳の「その他」の欄には、寄附金等の額を記入すること。

3 「事業概要」欄には、障害児教育費補助金を充当する事業について、所要経費の算出基礎を含め要点を簡明に記入すること。

幼児数及び教職員に関する調書

(年 5 月 1 日現在)

1 幼児数

ア 幼稚園(私学助成)の場合

区分	5 歳児	4 歳児	3 歳児	満 3 歳児	計	学級数
認可定員	人	人	人	人	人	学級
現 員						
障害児数						

イ 特定教育・保育施設の場合(類型について、下記のいずれかを選択)

幼稚園

幼稚園型認定こども園(単独型 ・ 接続型 ・ 並列型)

幼保連携型認定こども園(旧接続型 ・ 旧並列型 ・ 新設)

区分	5 歳児		4 歳児		3 歳児		満 3 歳児		計	
	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号
利用定員	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
現 員										
障害児数										

(注)・ 幼稚園又は特定教育・保育施設(市町が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設)の別に記入すること。

- ・ 認定こども園にあつては、令和 2 年 9 月 7 日付け文部科学省高等教育局私学部私学助成課事務連絡「令和 3 年度以降の幼稚園型認定こども園における私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)の取り扱いについて」の別添「幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園における私学助成(幼稚園等特別支援教育経費)の対象について」において補助対象と判断される幼児数とすること。
- ・ 障害児数は、内数とすること。

2 教職員数

区分	園長	教頭	教諭	助教諭	事務職員			計
本務者	人	人	人	人	人	人	人	人
兼務者								
計								

(注)認定こども園にあつては、教諭を保育教諭に読み替えること。

3 個別内訳

組名	担任名	副担任名	幼児数	うち障害児数	備考
()			人	人	
()					
()					
()					
()					
()					
()					
()					
()					
()					
()					
()					
()					
()					
()					
()					
計					

- (注) 1 組名の () 内には、満3歳、3歳、4歳、5歳の別を記入すること。
 2 障害児専任者の氏名を備考欄に記入すること。

心身障害児一覧

(年 5 月 1 日現在)

通し 番号	幼児名	性別	生年月日等		組名	判定結果		判定機関		入園年月日	備考
			生年月日	年齢		主障害	副障害	①	②		

- (注) 1 年齢の欄には、4月1日現在の満年齢を記入すること。
- 2 判定結果の欄には、医師等が当該幼児を判定した結果を、主障害と副障害とに分けて次の区分により記入すること。
 障害区分：ア.視覚障害 イ.聴覚障害 ウ.知的障害 エ.肢体不自由 オ.病弱・虚弱 カ.言語障害 キ.情緒障害 ク.発達障害 ケ.その他
- 3 判定機関の欄には、2の判定を行った医師等について、下記により記載すること。
- ・医師の場合 …①病院等名称 ②医師氏名
 - ・その他の機関の場合 …①専門機関の名称 ②担当者氏名
 - ・障害者手帳(※)の場合…①手帳の名称 ②発行機関名
- ※身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳又は昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号通知に基づく療育手帳
- 4 認定こども園の場合は、備考欄に当該幼児に係る支給認定証の認定番号を記載すること。

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

幼稚園等名〔 〕

1 収入の部

区 分	予算（決算）額	備 考
	円	
計		

2 支出の部

区 分	予算（決算）額	算出の基礎
	円	
計		

- 注) 1 この収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）は、幼稚園等ごとに作成すること。
2 区分の欄には、学校法人会計基準の小科目単位で記載すること。
3 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

資 金 状 況 調 べ

月別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
区分		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
収 入														
	計													
支 出														
	計													
差引残高														

(注) 1 交付申請が概算払承認申請を兼ねる場合に添付すること。

2 未経過の月分については、見込額を計上すること。

学校法人化措置状況報告書

幼稚園等名

設置者氏名

学校法人化のための資産の充実状況	園地を取得した。	m ²
	園舎を取得した。	m ²
	助成法附則第2条第3項の特別会計（幼稚園会計）に自己財産を繰り入れた。	円
	同上の特別会計で学校法人化のための積立てを行った。	円
	園地・園舎の取得のために具体的に貸主と交渉した。（具体的に）	
学校法人化のための検討状況	県に認可の手続きについて具体的に相談した。	
	園内で検討会を行った。（具体的に）	
	学校法人化のための外部での研究会等へ参加した。（具体的に）	
	これまでは特別な措置はしなかったが、〇〇年度に〇〇する計画を策定した。（具体的に）	
	その他（具体的に）	

様式第6号（用紙 日本工業規格A4縦型）

私立幼稚園等障害児教育計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

設置者所在地
名 称
代 表 者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた
私立幼稚園等障害児教育の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類
を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第7号（用紙 日本工業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

設置者所在地
名 称
代 表 者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた私立
幼稚園等障害児教育が完了したので、関係書類を添えて報告します。

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第8号（用紙 日本工業規格A4縦型）

請 求 書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付
の確定（決定）を受けた私立幼稚園等障害児教育の補助金として、上記のとおり請求し
ます。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

設置者所在地

名 称

代 表 者 氏 名

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

私立幼稚園等障害児教育費補助金に係る心身障害児判定要領

1 趣旨

この要領は、私立幼稚園等障害児教育費補助金交付要綱の対象となる心身障害児の判定について必要な事項を定めるものとする。

2 判定

心身障害児の判定は、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）から提出された関係書類をもとに知事が行うものとする。

3 幼稚園等における手続

幼稚園等は、平成 19 年 4 月 1 日付け 19 文科初第 125 号文部科学省初等中等教育局長通達「特別支援教育の推進について」及び平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通達「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」を参考として、心身障害児であると判断される幼児について個別の指導計画（別紙様式）を作成し、次に掲げる書類を添え別に指定する期日までに知事に提出するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳又は昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発第 156 号通知に基づく療育手帳の交付を受けている幼児にあっては当該手帳の写し。
- (2) 上記以外の幼児については専門医が作成した診断書又は証明書、若しくは障害に関する専門的知見を有する者による意見書。
- (3) 認定こども園に在園する幼児にあっては(1)又は(2)の書類に加え、当該幼児に係る支給認定証の写し。

<参考>

令和 2 年 9 月 7 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡「令和 3 年度以降の幼稚園型認定こども園における私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）の取り扱いについて」の別添「幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園における私学助成（幼稚園特別支援教育経費）の対象について」

幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園における私学助成（幼稚園特別支援教育経費）の対象について				別添		
認定こども園			1号	2号	3号	
幼保連携型	学校法人立 ^{※1,2}	旧接続型	○	○	—	
		旧並列型	○	—	—	
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立 ^{※1}	単独型	○	○	—	
		接続型	○	○	—	
		並列型	○	○	—	

※1 学校法人化のための努力をする園(志向園)を含む
 ※2 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したもの及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外

